第5期横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会 第33期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議

日時:令和3年3月29日(月)18:00~ 場所:市役所 18階 みなと6・7会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 報告<公開案件>

【子ども・子育て会議】

(1) 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の 在り方に関する調査事業」について

【児童福祉審議会】

- (2) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の実施 について
- 3 議事<非公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (2) 幼保連携型認定こども園の法人変更に伴う認可について
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

【児童福祉審議会】

- (4) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
- (5) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (6) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の 審査について
- (7) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
- (8) 認可保育所の法人変更に伴う認可について
- 4 その他
- 5 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する 調査事業」について
- 資料4 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の実施について
- 資料 5 こども青少年局子育て支援部の機構改革に伴う所管業務の変更について

第5期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 第33期横浜市児童福祉審議会 保育部会 委員名簿

【敬称略 50 音順】

<第5期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

◎:部会長 ○:職務代理者

所属 • 役職等	委員	備考
横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	
大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	
よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 山羊子	臨時委員
男女共同参画センター横浜相談センター長	州州 四天 1	咖咐安良
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員
	横浜市PTA連絡協議会 副会長 大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授 東京成徳短期大学 幼児教育科 教授 一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長 子どもの領域研究所 所長 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長 横浜障害児を守る連絡協議会 会長	横浜市PTA連絡協議会 副会長 飯塚 昇 大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授 ◎石井 章仁 東京成徳短期大学 幼児教育科 教授 大澤 洋美 一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長 大庭 良治 子どもの領域研究所 所長 尾木 まり 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 鈴木 浩 よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表 天明 美穂 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 新堀 由美子 横浜障害児を守る連絡協議会 会長 森 佳代子

<第33期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

◎:部会長 ○:職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	飯塚 昇	
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	鈴木 浩	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	新堀 由美子	
	男女共同参画センター横浜相談センター長	利畑 田夫丁	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所	属	氏	名
部長	子育て支援部長		吉川	直友
	保育対策等担当部長		福嶋	誠也
課長	保育·教育運営課長		小田	繁治
	保育·教育運営課	幼児教育・保育無償化担当課長	古石	正史
	保育・教育運営課	給付・認定担当課長	大槻	彰良
	こども施設整備課長		白井	正和
係長	保育·教育運営課	運営調整係長	高林	悠紀
	保育·教育運営課	認定・利用調整担当係長	井上	響
	保育·教育運営課	保育運営担当係長	細野	大将
	こども施設整備課	担当係長	村上	和孝
	こども施設整備課	整備等担当係長	手代森	悟 悟
	こども施設整備課	整備等担当係長	濱畠	亮平
	こども施設整備課	整備等担当係長	金澤	敬
	こども施設整備課	整備等担当係長	古川	博一
	保育対策課	担当係長	前島	絵美

「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への 支援の在り方に関する調査事業」最終報告

1 概要

横浜市では、「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り 方に関する調査事業」を文部科学省から受託し、調査対象施設を利用する児童の保護者や認可外保 育施設等にアンケートを実施しましたので、その調査結果を報告します。

2 調査結果報告

(1) 総括調査の施設種別ごとの分析結果報告(詳細は別紙1)

期間:令和2年9月15日~9月30日

方法:施設を通じて対象者へ配布し、郵送受付

対象数:169名

回答数:122名(事業対象外6名を含む)

質問票:別紙1-2参照

まとめ: <u>外国人学校利用者の多くが「国際色豊かな活動」</u>を行っていることを理由に施設 を選んでいる一方で、<u>幼稚園類似幼児施設利用者は「子どもの自主性を尊重する</u> <u>活動」や「宗教的に特色のある活動」</u>などを理由に施設を選んでいる。

(2) 定期調査結果報告(詳細は別紙2)

期間:令和2年10月、12月、令和3年2月(全3回)

方法 :施設を通じて対象者へ配布し、郵送受付

対象数:169名 回答数:115名

質問票:別紙2-2参照

まとめ:利用者の概ね90%は、<u>週5日・1日4~8時間程度</u>利用している

利用者の概ね90%は、希望通りの利用ができている

3 令和3年度からの本市における取り組み

(1) 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援

令和3年4月から、子ども・子育て新制度における国の予算に、「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援」(※)が創設されます。

本市においても、国の事業に基づき、利用支援を実施します。(事業詳細は別紙3)

※地域子ども・子育て支援事業(法定 13 事業)における多様な事業者の参入促進・能力活用事業の一つに位置付けられます

(2) 今後のスケジュール(予定)

5月に施設・事業者に基準適合申請の案内を行います。 $7 \sim 8$ 月にかけて審査・対象施設の決定を行い、対象となった施設の保護者は $4 \sim 9$ 月分の利用料について、10月に給付金の支給申請を行います。保護者に $4 \sim 9$ 月分の給付金が支給されるのは、12月の予定です。



保護者意識等調査(総括調査)における主な回答内容

◆ 問8 この施設を選択した理由はなんですか(複数回答)

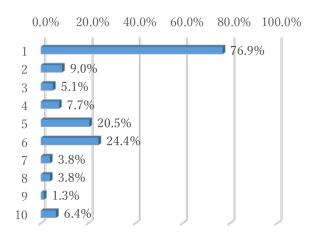
- 1. 特色のある活動を行っているため (73.0%)
- 2. 子供への個別の支援が期待できるため (10.7%)
- 3. 施設・設備が充実しているから (3.3%)
- 4. 開所日や開所時間が希望と合っているから(6.6%)
- 5. 自宅から近いため (34.4%)
- 6. きょうだいが利用している又は利用していた(30.3%)
- 7. かつて自分自身が利用していた施設だから(6.6%)
- 8. 希望する他の施設に入れなかったから (4.9%)
- 9. 他に受け入れてくれる施設が無かったから (2.5%)
- 10. その他 (6.6%)

【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% **5**.9% 1 2 **3.6%** 0.0% 3 4.5% 4 5 59.1% 40.9% 6 **1**1.4% 7 6.8% 8 4.5% 9 10 6.8%

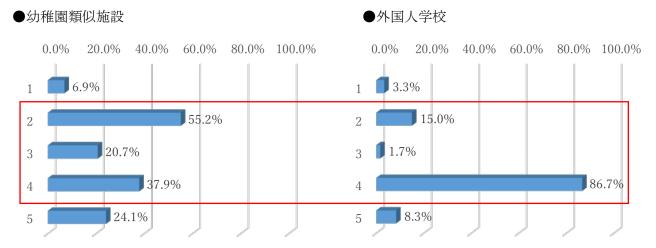
●外国人学校



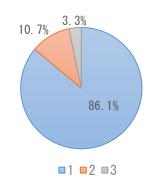
◆ 問9 問8で「1. 特色のある活動を行っているため」を選択した方、その具体的な理由(複数回答)

- 1. 野外での様々な自然体験活動を行っているから(4.5%)
- 2. 子供の自主性を尊重する活動を行っているから(28.1%)
- 3. 宗教的に特色のある活動を行っているから(7.9%)
- 4. バイリンガル教育など国際色豊かな活動を行っているから(70.8%)
- 5. その他 (13.5%)

【参考】施設種別ごとの集計結果

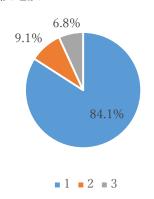


- ◆ 問 19 お住まいの近く(御自身にとって通園可能な範囲)に 認可施設(幼稚園、保育所、認定こども園等)はありますか。
 - 1. 複数施設ある (86.1%)
 - 2. 一施設ある (10.7%)
 - 3. 無い (3.3%)

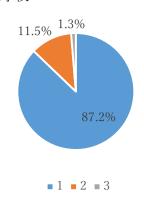


【参考】施設種別ごとの集計結果

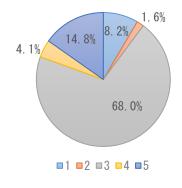
●幼稚園類似施設



●外国人学校

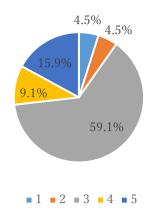


- ◆ 問 20 問 19 で「1. 複数施設」又は「2. 一施設」を選択した方、認可施設を選択しなかった理由
 - 1. 申し込み時点で定員に空きが無かったから(8.2%)
 - 2. 施設に入所を断られたから(1.6%)
 - 3. 現在利用している施設の方が気に入ったから(68%)
 - 4. 認可施設の活動内容、開所日・時間又は料金が希望に 添わなかったから (4.1%)
 - 5. その他 (14.8%)

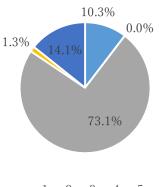


【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設

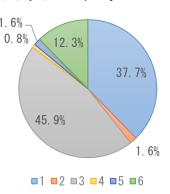


●外国人学校



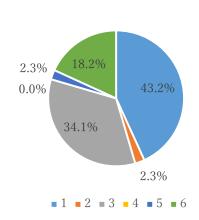
■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5

- ◆ 問 51 御利用の施設が無償化の対象外となっても引き続き利用しているのはどうしてですか。
 - 1. 途中で施設を変えたくないから (37.7%)
 - 2. 現行の自治体による保育料補助があるから(1.6%)
 - 3. 現在の負担でも通わせるに値する施設だと感じているから(45.9%)
 - 4. 近くに無償化対象の認可施設が無いから(0.8%)
 - 5. 他に受け入れてくれる施設が無いから(1.6%)
 - 6. その他 (12.3%)

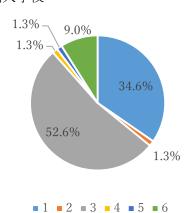


【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設



●外国人学校

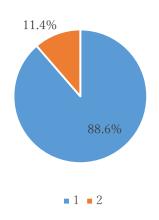


- ◆ 問 53 今後もご利用の施設の利用料について無償化による軽減措置が無い場合、施設の利用を継続すると思いますか。
 - 1. 継続すると思う(91.8%)
 - 2. 継続しないと思う (8.2%)

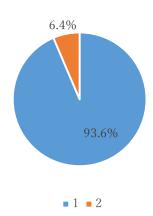
91. 8%

【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設



●外国人学校



地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の 在り方に関する調査事業(保護者意識等総括調査)

本調査は、文部科学省が実施する「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」の一環として、同事業の調査対象となっている施設を御利用のお子様がいらっしゃる保護者の方に、同施設の利用に関する状況等を伺うものです。

調査の目的は、令和元年 10 月から施行された「幼児教育・保育の無償化」の対象となっていない施設であるものの、地域にとって不可欠であると地方自治体が認める施設に対する国と地方が協力した支援の在り方を検討するために必要な情報を得ることであり、御回答いただいた内容は、今後の施策を検討するために活用させていただきます。

調査に御回答いただきましたら、同封の返信用封筒に入れて封をした上で、<u>9月</u>30日(水)までに横浜市こども青少年局子育て支援課に御提出(必着)ください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(個人情報の取扱いについて)

- 御回答は全て統計的に処理し、特定の個人を識別できないようにいたします。
- 御回答いただいた内容は、調査の目的以外での利用はいたしません。また、調査票は集計完了後速やかに溶解等により適切に処分いたします。
- 御回答いただいた内容を施設にお伝えすることはありません。

以下の質問について、該当する番号に〇を付けてください。また必要なところは御記入をお願いします。

1. 利用者の御家庭の状況等についてお伺いします。

問1 この調査票を御記入される保護者、お子様、利用施設について

【保護者(回答者)について】 氏名:	<u>(フリカ</u> ・ナ)
【お子様について】 氏名:	<u>(</u> フリカ゛ナ)
【利用施設について】 <u>利用施設名</u>	

問2 あなた(回答者が主たる生計者でない場合は御家庭の主たる生計者、次の 問いも同じ。)の就労状況は以下のどれに当たりますか。

- 1. フルタイム(週5日・1日8時間程度)で就労
- 2. パートタイムで就労
- 3. その他(自営業等)
- 4. 就労していない

問3 あなたの年収はおおよそ以下のどれに当たりますか。各種控除前の金額で お答えください。

- 1. ~300万円 2. 300万円~400万円 3. 400万円~500万円
- 4. 500万円~600万円 5. 600万円~700万円 6. 700万円~800万円
- 7.800万円~900万円 8.900万円~1000万円 9.1000万円~

問4 あなたに配偶者はいらっしゃいますか。

1. 配偶者あり 2. 配偶者なし

問5 施設を利用しているお子様は現在で何歳ですか。

1. 3歳 2. 4歳 3. 5歳 4. 6歳以上

問6 施設を利用しているお子様は第何子ですか。(複数回答可。)
1. 第一子 2. 第二子 3. 第三子以降
問7 御家庭において、施設を利用しているお子様の子育てを主に行っている方は どなたですか。
1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他()
2. 現在の施設を利用している理由等についてお伺いします。 問8 この施設を選択した理由は何ですか。(複数回答可。)
 特色のある活動を行っているため →問9へ 子供への個別の支援が期待できるため →問11へ 施設・設備が充実しているから 開所日や開所時間が希望と合っているから 自宅から近いため きょうだいが利用している又は利用していた施設だから →問14へ
 7. かつて自分自身が利用していた施設だから 8. 希望する他の施設に入れなかったから 9. 他に受け入れてくれる施設が無かったから 10. その他 →問13へ
問9 問8で「1. 特色のある活動を行っているため」を選択した方について、その 具体的な理由は以下のどれに当たりますか。(複数回答可。)
 1. 野外での様々な自然体験活動を行っているから 2. 子供の自主性を尊重する活動を行っているから 3. 宗教的に特色のある活動を行っているから 4. バイリンガル教育など国際色豊かな活動を行っているから 5. その他 →問10へ
問10 問9で「5. その他」を選択した方について、その具体的な内容を記載してください。

問11 問8で「2. 子供への個別の支援が期待できるため」を選択した方について、
その具体的な理由は以下のどれに当たりますか。(複数回答可。)
1. 知的障害や発達障害等に応じた特別な支援を行っているから →問
2. 外国籍の子供等に対して個別の日本語指導や支援を行っているから 14へ
3. その他 →問12へ
問12 問11で「3. その他」を選択した方について、その具体的な内容を記載して
ください。
→問14へ
問13 問8で「10. その他」を選択した方は、具体の理由を記載してください。
問14 この施設を選択する前に他の施設の利用も検討しましたか。
1. 検討した →問15へ 2. 検討しなかった →問17へ
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
問15 問14で「1. 検討した」を選択した方について、その施設とは以下のどれに
当たりますか。(複数回答可。)
1. 幼稚園 2. 保育所 3. 認定こども園 4. 小規模保育
5. 家庭的保育 6. 居宅訪問型保育 7. 事業所内保育 →
8. 自治体の認証・認定保育施設 9. 一時預かり事業 問17へ
10. ファミリー・サポート・センター 11. 企業主導型保育事業
12. その他の認可外の保育施設 13. 児童発達支援等通所施設
12. その他の認可外の保育施設 13. 光重光度又援等通別施設 □ 14. その他 →問16へ

問16	問15で「	14. そ(の他」を選択	尺した方は、	、どのような	よ施設か?	分かる範囲	(施設名、
開所	f日·時間。	、クラス糸	編制、活動I	内容、利用:	料金など)	で記載して	てください。	

1313431 E 10.3 LEGA	
施設名	
開所日	
開所時間	
クラス編制	
活動内容	
利用料金	
その他	

- 問17 この施設が認可施設でないことを御存知の上で選択しましたか。
 - 1. 知った上で選択した 2. 知らずに選択した
- 問18 利用開始前に施設から活動内容について十分な説明はありましたか。
 - 1. 十分な説明があった 2. 十分ではないが説明はあった
 - 3. 説明が無かった
- 問19 お住まいの近く(御自身にとって通園可能な範囲)に認可施設(幼稚園、 保育所、認定こども園等)はありますか。
 - 1. 複数施設ある 2. 一施設ある →問20へ
 - 3. 無い →問22へ
- 問20 問19で「1. 複数施設ある」又は「2. 一施設ある」を選択した方について、 認可施設を選択しなかった理由は何ですか。最も当てはまるもの一つを選択 してください。
 - 1. 申し込み時点で定員に空きが無かったから
 - 2. 施設に入所を断られたから

3. 現在利用している施設の方が気に入ったから

→問22へ

- 4. 認可施設の活動内容、開所日・時間又は料金が希望に添わなかったから
- 5. その他 →問21へ

問21 問20で「5. その他」を選択した方は、認可施設を選択しなかった具体的な

理由を記載してください。

問27 施設の管理・運営についてどのように感じていますか。

1. 良く行き届いていると感じる 2. ある程度行き届いていると感じる 3. あまり行き届いていないと感じる 4. 全く行き届いていないと感じる

問28 職員の対応全般についてどのように感じていますか。

- 1. とても良く感じる 2. ある程度良く感じる 3. あまり良く感じない
- 4. 全く良く感じない

問29 職員の数が十分であり、きめ細かな対応が出来ていると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問30 職員の対応に余裕が感じられますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問31 職員の資質は高いと感じられますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問32 職員(施設長を含む。)と十分にコミュニケーションが出来ていますか。

- 1. とても出来ている 2. ある程度出来ている 3. あまり出来てない
- 4. 全く出来てない

問33 敷地・施設の面積は利用者の数に見合ったものと感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問34 敷地の立地は近隣環境などを勘案して適当と感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問35 施設への通園時間は片道どのぐらいですか。

1. ~10 分 2. 10~20 分 3. 20~30 分 4. 30 分~

問36 施設への通園手段は通常以下のどれに当たりますか。

1. 徒歩 2. 自転車 3. 自家用車 4. 通園バス 5. 公共交通機関 6. その他()

問37 施設全般についてどのように感じていますか。

- 1. とても良く感じる 2. ある程度良く感じる 3. あまり良く感じない
- 4. 全く良く感じない

問38 施設に備え付けられている設備、遊具や備品の性能・数等について どのように感じていますか。

- 1. とても充実していると感じる 2. ある程度充実していると感じる
- 3. あまり充実していると感じない 4. 全く充実していると感じない

問39 施設はいつも清潔に保たれていると感じますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問40 施設におけるお子様の健康管理は十分であると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問41 施設や設備について安全管理が十分であると感じていますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

問42 災害・不審者侵入時の対応などの安全管理のあり方に満足していますか。

- 1. とても満足している 2. ある程度満足している 3. あまり満足していない
- 4. 全く満足していない

問43 施設から提供される食事やおやつにお子様は満足していますか。

- 1. とても満足している 2. ある程度満足している 3. あまり満足していない
- 4. 全く満足していない 5. 食事やおやつは提供されない

問44 施設の利用料金(既に利用者補助がある場合はその適応後の料金。)に ついてどのように感じていますか。

- 1. とても高いと感じる 2. やや高いと感じる 3. 妥当だと感じる
- 4. やや安いと感じる 5. とても安いと感じる

問45 保護者からの質問や意見について、施設から十分な回答や説明はあります か。

1. ほとんどある 2. ある程度ある 3. あまり無い 4. 全く無い

4. 幼児教育・保育の無償化に関してお伺いします。
問47 令和元年 10 月から施行された幼児教育・保育の無償化を御存知でしたか。
1. 知っていた →問48へ 2. 知らなかった →問51へ
問48 御利用の施設が無償化の対象外ということを御存知でしたか。
1. 知っていた →問49へ 2. 知らなかった →問51へ
11 /m 2 Co /C
問49 問47及び問48にで「1. 知っていた」を選択した方について、無償化の施行に
より利用施設の変更を検討しましたか。
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えました
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えました
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えました
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えました
1. 検討した →問50へ 2. 検討しなかった →問51へ問50 問49で「1. 検討した」と回答した方は、具体的にどのようなことを考えました

問51	御利用の施設が無償化の対象外となっても引き続き利用しているのは
どうし	してですか。最も当てはまるもの一つを選択してください。

- 1. 途中で施設を変えたくないから
- 2. 現行の自治体による保育料補助があるから
- 3. 現在の負担でも通わせるに値する施設だと感じているから
- 4. 近くに無償化対象の認可施設が無いから
- 5. 他に受け入れてくれる施設が無いから
- 6. その他 →問52へ

→問53へ

問52 問51で「6. その他」と回答した方は、引き続き利用している具体の理由を記載してください。

問53 今後もご利用の施設の利用料について無償化による軽減措置が無い場合、 施設の利用を継続すると思いますか。

- 1. 継続すると思う 2. 継続しないと思う
- 5. お住まいの自治体が独自に実施している支援についてお伺いします。

問54 この施設の利用前に、お住まいの自治体が独自に金銭的な支援を行っている ことを御存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問55 現在の支援の水準について十分であると感じますか。

1. とても感じる 2. ある程度感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

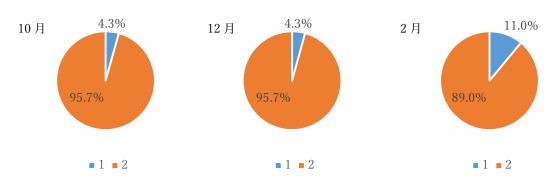
問56 仮に現在の支援が無かった場合、この施設を利用していたと思いますか。

1. 利用していたと思う 2. 利用していなかったと思う 3. わからない

質問は以上となります。御協力いただき、ありがとうございました。

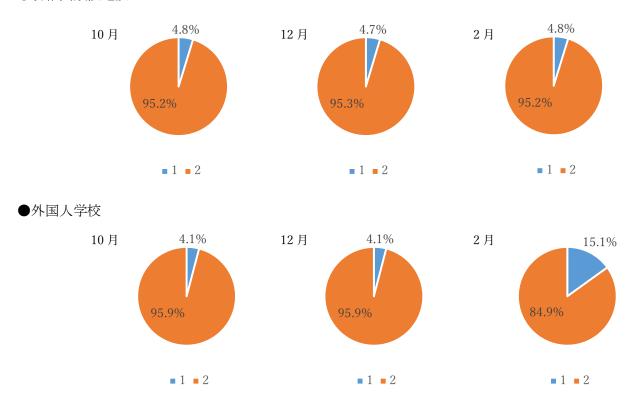
保護者意識等調査(定期調査)における主な回答内容

- ◆ 問2-1 前月の利用実績(1週当たり日数)
 - 1. 5日未満 (概ね10%程度)
 - 2. 5日以上 (概ね90%程度)

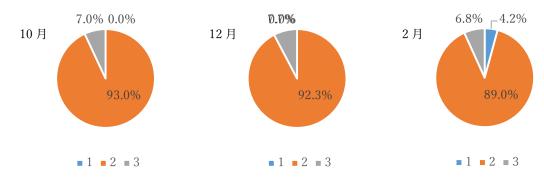


【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設



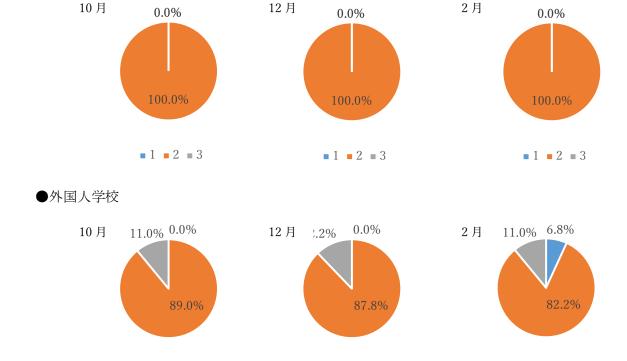
- ◆ 問2-2 前月の利用実績(1日当たり時間)
 - 1. 4時間未満(概ね0%程度)
 - 2. 4時間以上8時間以下(概ね90%程度)
 - 3. 8時間超 (概ね10%程度)



【参考】施設種別ごとの集計結果

■ 1 **■** 2 **■** 3

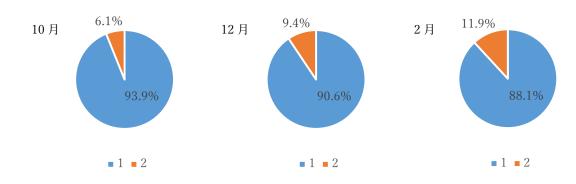
●幼稚園類似施設



■ 1 **■** 2 **■** 3

■ 1 **■** 2 **■** 3

- ◆ 問3 利用実績はあなたの希望どおりでしたか?
 - 1. <u>希望どおりだった(概ね90%程度)</u>
 - 2. 希望どおりではなかった (概ね10%程度)



【参考】施設種別ごとの集計結果

●幼稚園類似施設



●外国人学校



地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業(保護者意識等定期調査 10 月提出用)

本調査は、文部科学省が実施する「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」の一環として、同事業の調査対象となっている施設を御利用のお子様がいらっしゃる保護者の方に、同施設の利用に関する状況等を伺うものです。

調査の目的は、令和元年 10 月から施行された「幼児教育・保育の無償化」の対象となっていない施設であるものの、地域にとって不可欠であると地方自治体が認める施設に対する国と地方が協力した支援の在り方を検討するために必要な情報を得ることであり、御回答いただいた内容は、今後の施策を検討するために活用させていただきます。

調査に御回答いただきましたら、同封の提出用封筒に入れて封をした上で 11 <u>月</u> 6日(金)までに横浜市こども青少年局子育て支援課に御提出(必着)ください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願い申し上げます。

(個人情報の取扱いについて)

- ・ 御回答は全て統計的に処理し、特定の個人を識別できないようにいたします。
- ・ 御回答いただいた内容は、調査の目的以外での利用はいたしません。また、調 査票は集計完了後速やかに溶解等により適切に処分いたします。
- 御回答いただいた内容を施設にお伝えすることはありません。

以下の質問について、該当する番号に〇を付けてください。また必要なところは 御記入をお願いします。

1. 利用者の御家庭の状況等についてお伺いします。

	3.	上記施設と併せて利用し	、ている他の施設やサービ	ごスについてお伺いします。
--	----	-------------	--------------	---------------

問6 前月において、あなたのお子様が現在利用されている施設とは別に他の施設 やサービスを利用しましたか。

1. 利用した	2. 利用しなかった	

問7 問6で「1. 利用した」を選択した方は、どのような施設か分かる範囲(施設名、開所日、開所時間、クラス編制、活動内容、利用料金など)で記載してください。

	1151 > 2
施設名	
開所日	
開所時間	
クラス編制	
活動内容	
利用料金	
その他	

問8 問6で「1. 利用した」を選択した方は、その施設等の前月の利用実績について、 平均的な日数・時間を御記入ください。

1週当たり 日	1日当たり	時間	(時	分~	時	分)
---------	-------	----	---	---	----	---	----

質問は以上となります。御協力いただき、ありがとうございました。

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援

(1) 事業開始の経緯

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化において、認可を受けていない幼稚園(いわゆる幼稚園類似施設)等が無償化の枠組みから外れました。国において地方と協力した支援の在り方を検討した結果、令和3年度から市町村が一定の基準を満たすと判断した施設を利用する児童の保護者に対し、利用料の一部を給付する事業を開始します。本市においてもその事業の趣旨を踏まえ、対象施設の決定及び利用者への給付を進めてまいります。

(2) 事業内容

幼児教育・保育無償化の給付を受けていない保護者にその利用料の一部を給付します。

上限額:20,000円/月※

※ 利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等 を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【参考】国が示す基準

	○職員【必須】 有資格者 3 分の 1 以上(幼稚園教諭、保育士、看護師)				
職員	○ 配置基準 (幼児:保育者) 【必須】 3歳児 20: 1 / 4歳以上児 30: 1				
	また、2人を下回ってはならない				
設備	○ 面積基準: 保育室 1.65 ㎡以上/人				
5文7/用	○ 設備基準: 調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け				
	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上				
计备标系	○保育の必要性のある子どもの割合【必須】				
対象施設等	幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設を利用する				
	満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと				
	【必須】・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施				
非常時の対応	・保育室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物(建物がない場合には、				
	保育の実態に応じて必要と考えられる措置)				
	○活動内容				
	・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画が策定・実施				
	・各施設の活動方針に基づいた計画の策定				
幼児の処遇等	○ 給食 : 出す場合、年齢等に配慮した食事内容等				
	○健康管理・安全確保【必須】				
	○職員・子どもの帳簿の整備				
	○適切な会計処理が確認可能				

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の実施について

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法第24 条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

この度、現在の利用調整基準の見直しの検討を行い、改正の考え方をまとめましたのでご報告します。

2 見直し内容

(1) 居宅内労働ランクについて

ア 見直しの考え方

新型コロナウイルス感染症対策として企業等がテレワークを推進するなかで、労働場所を固定しない多様な働き方が広がっている現状を鑑み、労働場所による優先度の差異を設けないこととします。

イ 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の改正(案)

別表 2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

項目	現行		改正 (案)		
1 (1) 居宅外 労働	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A	1 <u>就労</u>	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
(外勤·居宅外 自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	В		月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	В
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	С		月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	С
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従 事している。	D		月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従 事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E		月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月 64 時間以上の労働に 従事又は内定している。	F		就労時間月 64 時間以上の労働に 従事又は内定している。	F
1 (2)居宅内 労働	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	<u>B</u>	_(削除)_	(削除)	(削除)
(内勤·居宅内 自営)	月20日以上かつ就労時間1週35 時間以上40時間未満の労働に従 事している。	<u> </u> 0		(削除)	(削除)
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	<u>D</u>		(削除)_	(削除)
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従 事している。	<u>E</u>		(削除)	(削除)
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	ᆫ		(削除)	(削除)
	就労時間月 64 時間以上の労働に 従事又は内定している。	<u>G</u>		(削除)	(削除)

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

項目	現行	改正(案)
就労状況等(父母共に該当する場合であっても2倍しません。)	元のランクが「1 <u>(1) 居宅外労働(外勤・ 居宅外自営)</u> のE又はF」か <u>「1(2) 居宅</u> 内労働(内勤・居宅内自営)のF又はG」か 「7 求職中」で、継続して3か月以上就 労している場合。	元のランクが「1 <u>就労</u> のE又はF」か <u>(削除)</u> 「7 求職中」で、継続して3か月以 上就労している場合。

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> ※一部抜粋

項目	現行	改正(案)
1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③ 居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 <u>⑥居宅内労働</u> ⑦ 居宅外・内労働 (内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中	類型間の優先順位(①~ <u>⑨</u> の順) ①災害 ②疾病・障害 ③ <u>就労</u> ④介護 ⑤ひとり親等 <u>(削除)</u> <u>⑥就労</u> (内定) ⑦就学等 ⑧出産 ⑨求職中

(2)「通信制大学や通信教育の学生である。」について

ア 見直しの考え方

(1) 居宅内労働ランクの見直しと同様の考え方により、就学場所による優先度の差異を設けないこととします。

イ 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の改正(案)

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

項目	現行		改正(案)
世帯の状況	通信制大学、通信教育の学生である	<u>– 1</u>	(削除)

(3)「利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。」及び「利用申請児童を横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。」について

ア 見直しの考え方

現在、対象の施設等を利用している場合であっても、育児休業中の場合には「保育を必要とする要件」がないものとして、調整指数を加点しない取扱いとしています。

しかし、育児休業中であっても、他での就労や介護をしている場合もあり必ずしも「保育を必要とする要件」がないとは限らないことや、対象の施設等を利用している状況には変わりないことから取扱いの見直しを行います。

イ 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の改正(案)

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

項目	現行		改正(案)			
保育の代替手段	利用申請児童を[横浜		• 利用申請時	利用申請児童を[横浜		(削除)_
	保育室、認可保育所、		点で保育を必	保育室、認可保育所、		•原則、契約書等
	認定こども園、小規模		要とする要件	認定こども園、小規模		証明資料がある
	保育事業、家庭的保育		がある場合に	保育事業、家庭的保育		場合に限りま
	事業等]以外へ有償で	3	限ります。	事業等]以外へ有償で	3	す。
	預けている。(一時保		・原則、契約書	預けている。(一時保		
	育のみの利用や親族		等証明資料が	育のみの利用や親族		
	に有償で預けている		ある場合に限	に有償で預けている		
	場合は除く。)		ります。	場合は除く。)		
	利用申請児童を横浜			利用申請児童を横浜		
	保育室、小規模保育事			保育室、小規模保育事		
	業、家庭的保育事業等	1		業、家庭的保育事業等	1	
	へ預けている。(一時	1		へ預けている。(一時	T	
	保育のみの利用は除			保育のみの利用は除		
	⟨∘)			< 。)		

3 適用時期

令和4年4月入所の利用調整から適用する予定です。



利用調整の優先順位(改正案の反映後)

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA~ | の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

ランク	父・母が保育できない理由、状況						
	就労	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。					
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。					
	773.20 17 /3	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受け					
	障害	ていて、保育が常時困難な場合。					
		以床者・重症心身障害児(者)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・					
	親族の介護	通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。					
А	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。					
	XIVIXII VICT	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると					
	ひとり親世帯等	のこり税単帝寺において、私力、水職冶動、職業訓練寺を1] フェミにより、日立促進が図られるこ 福祉保健センター長が判断した場合。					
		世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、					
	│ │ 保育士	認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ週 35					
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。					
	就労	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。					
		身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。					
В		重度障害者(児)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の					
	親族の介護	付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。					
	就労	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。					
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。					
С	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保					
		育が困難な場合。					
D	就労	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。					
	就労	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。					
_	病気・けが	通院加療を行い、保育が困難な場合。					
E	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。					
	通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。					
F	就労	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。					
	親族の介護	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が困難な場合。					
	本前	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の					
G	産前産後	場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後8 週間の期間とする。)					
Н	求職中	求職中。					
I	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。					
※ 1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。					

こども青少年局子育て支援部の機構改革に伴う所管業務の変更について

1 機構改革の趣旨

保育所・幼稚園等に共通した保育の質の向上への取組のほか、幼児教育・保育無償化対応による 業務増を踏まえ、部内の業務分担を見直すなど、業務を効率的に進めるため、子育て支援部の一部 を再編します。

〈保育所等を取巻く状況〉

- ○保育所保育指針等が改訂され、保育所・幼稚園に共通して保育の質向上への取組が必要
- ○幼児教育・保育の無償化により、認定や給付、指導等の業務においては、保育所、幼稚園、 認定こども園等に共通の業務が新たに生じている。
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大や風水害による影響の甚大化等に伴い、保育・教育施設の休 園を含めた運営に関する方針決定等の業務が大幅に増加

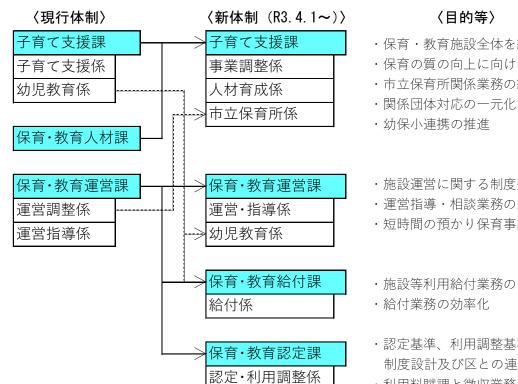
2 新たな執行体制

「子育て支援課」に「保育・教育人材課」、「保育・教育運営課 運営調整係(民間移管業務担当含 む)」を統合します。

また、「子育て支援課 幼児教育係」を「保育・教育運営課」に移管した上で、

「保育・教育運営課」、「保育・教育給付課」、「保育・教育認定課」の3課に再編成します。

なお、依然として保育ニーズは高く、待機児童対策を推進していく必要があることから「保育対 策課」及び「こども施設整備課」は現状の体制を維持します。



〈目的等〉

- ・保育・教育施設全体を統括する係を新設
- ・保育の質の向上に向けた取組を強化
- ・市立保育所関係業務の統合

- ・施設運営に関する制度整備
- ・運営指導・相談業務の急増への対応
- ・短時間の預かり保育事業を集約
- ・施設等利用給付業務のとりまとめ
- ・認定基準、利用調整基準、利用料に係る 制度設計及び区との連携強化
- ・利用料賦課と徴収業務の統合

裏面あり

3 新たな執行体制における所管業務(令和3年4月以降)

	課・係名	主な事業・業務内容
7	事業調整係 TEL: 045-671-4157(右 1-3) 3731(右 4) Email:kd-koshien @city.yokohama.jp	1 子育て支援に係る企画・調整に関すること 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整に関すること 3 地域における子育て支援の推進に関すること 4 幼保小連携に関すること
子育て支援課	人材育成係 TEL: 045-671-2397 Email:kd-jinzai @city.yokohama.jp	1 保育・教育施設等向けの研修、質の向上に関すること 2 保育所等の保育内容に関すること
	市立保育所係 TEL: 045-671-2396(右 1·2) 2400(右 3) Email:kd-koshien @city.yokohama.jp	1 市立保育所の運営に関すること 2 保育・教育施設等の給食に関すること 3 市立保育所の民間移管に関すること
保育・教育運営課	運営・指導係 TEL: 045-671-3564 Email:kd-uneishidou @city.yokohama.jp	1 公定価格・向上支援費に関すること 2 保育・教育施設の指導に関すること 3 横浜保育室事業、認可外保育施設に関すること(※) 4 一時保育事業、乳幼児一時預かり事業に関すること(※) 5 延長保育事業に関すること 6 実費徴収に関すること 7 委託費の弾力運用に関すること 8 特定子ども・子育て支援施設等の指導・監査に関すること (※助成金の支払いに関することを除く)
課	幼児教育係 TEL:045-671-2085 Email:kd-yojikyoiku @city.yokohama.jp	1 幼稚園等市型預かり保育事業の制度、研修、質の向上に関すること2 幼稚園2歳児受入れ推進事業に関すること3 幼稚園の子ども子育て支援新制度への移行に関すること4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること
保育·教育給付課	給付係 TEL: 045-671-0202(右 1) 0255(右 2·3) 0234(右 4·5) 0233(右 6) Email:kd-hkkyufu @city.yokohama.jp	1 給付費・委託費の請求事務に関すること 2 施設等利用給付(私学助成幼稚園)に関すること 3 幼稚園市型預かり保育等の支払に関すること 4 横浜保育室事業の助成金の支払に関すること 5 認可外保育施設への助成金の支払に関すること 6 施設等利用給付(償還払い)に関すること
保育・教育認定課	認定・利用調整係 TEL: 045-671-0253~0256、0259 Email:kd-hknintei @city.yokohama.jp	1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等に関すること2 保育所等の利用調整に係る基準等に関すること3 保育所等の利用者負担額(利用料)に関すること

※令和3年3月時点の内容であり、今後変更される場合があります。